令和5年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

- 1 京都府いじめ調査の実施について(概要)
 - ※別紙1のとおり
- 2 令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について (小・中・義務教育学校、府立学校)
 - ※別紙2のとおり

別紙1

令和5年度いじめ調査の実施について (概要)

調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、 どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うこ とにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒(京都市 立学校を除く。)

3 調査方法

- 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。 ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択 肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。 ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらな
 - い調査方法も可とする。 ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることと
 - する。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目及び2回目調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに 実施する。
- 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和6 年1月末までに追跡調査を実施する。 (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。 解消 消 がじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
った児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」 状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」 状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 〇次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」 採態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じてい ないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じてい ないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
解 消 状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
ないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) ○次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
○次の3区分で集計する。 未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
未解消 見守り:いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
ないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間
とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
要支援:いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じて
いるもの。
要指導:いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じて
いるもの。
「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態
重大事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が
生じた疑いがあると認めるもの。
②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余
儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の
定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)
※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事業が変化したものとして、報告、調本等になること
合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたること。

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。 (3) 集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含む

ものとする。

結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童	<u> </u>	<u> 等</u>	(単位:人)					
	学校数	在籍者数	調査数	在籍者に占める割合	家庭訪問による調査(内数)	未調査者数	在籍者に 占める割合	前回から連続して 未調査者数(内数)
小学校	198	55,937	55,676	99.5%	82	261	0.5%	182
中学校	96	28,573	28,398	99.4%	401	175	0.6%	135
合計	294	84,510	84,074	99.5%	483	436	0.5%	317

(2) アンケート方法 (単位:校) 中学校 府様式 独自様式 府様式 独自様式 175 84 10 17 記名式 0 無記名式

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

18

86

180

合計

10

HOW HIT 2000 TO 13										(単位:件)		
			小当	学校					中学			
	認知	解消	見守り	未解消 要支援	要指導	重大事態	認知	解消	見守り	未解消 要支援	要指導	重大事態
府立					243.11		7	0	5	0	2	0
向日市	534	8	297	53	176	0	92	0	68	20	4	0
長岡京市	777	2	345	177	253	0	142	39	37	42	24	0
大山崎町	124	0	109	14	1	0	4	0	4	0	0	0
宇治市	956	1	668	157	130	0	69	1	39	15	14	0
城陽市	571	46	395	56	74	0	51	0	37	8	6	0
八幡市	399	6	183	78	132	0	19	1	10	4	4	0
京田辺市	469	0	366	52	51	0	71	0	57	3	11	0
木津川市	828	0	788	37	3	0	59	2	56	1	0	0
久御山町	102	1	62	38	1	0	8	0	2	4	2	0
井手町	57	1	56	0	0	0	2	0	2	0	0	0
宇治田原町	21	0	3	18	0	0	5	0	1	1	3	0
精華町	280	0	255	10	15	0	29	7	11	4	7	0
相楽東部連合	27	4	20	3	0	0	3	0	2	1	0	0
亀岡市	551	93	353	70	35	0	51	0	37	5	9	0
南丹市	61	0	25	5	31	0	16	3	9	0	4	0
京丹波町	45	0	43	1	1	0	21	5	12	3	1	0
綾部市	220	2	159	46	13	0	15	0	7	5	3	0
福知山市	484	5	236	113	130	0	48	0	42	5	1	0
舞鶴市	627	0	584	37	6	0	62	0	51	11	0	0
宮津市	77	0	38	39	0	0	20		12	7	1	0
京丹後市	317	2	261	19	35	0	20	0	15	2	3	0
伊根町	15	0	13		2	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	160	2	139	12	7	0	15	0	15	0	0	0
中学校組合							4	0	4	0	0	0
合計(A)	7,702	173	5,398	1,035	1,096	0	833	58	535	141	99	0
R4/2回目(B)	7,815	147	5,130	1,178	1,360	4	727	32	484	103	108	1
(A)-(B)	▲ 113	26	268	1 43	▲ 264	4	106	26	51	38	4 9	1

		R5/2回目(C)	R4/2回目(D)	(C)-(D)
児童生徒1000人当たりの認知件数	小学校	138.3	137.6	0.7
	中学校	29.3	25.2	4.1

3 いじめの態様

態 様	1	2	3	4	⑤	6	7	8	9	合計
小学校	4,526	1,364	1,968	950	187	439	986	173	370	10,963
中学校	566	131	170	85	11	48	71	56	55	1,193

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。

- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 9 その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

		(半四・八)
理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	1
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	34	46
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	31	30
フリースクール等の学校以外の施設に通所	177	89
病気・入院等により調査ができない。	3	4
その他	16	5
合 計	261	175

令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

(
	在籍者数	調査数	在籍者に 占める割 合	家庭訪問 等による 調査 (内数)	未調査数	在籍者に 占める割 合	前回から 連続して 未調査の 数(内数)				
高 校	28,256	28,175	99.7%	48	81	0.3%	7				
特別支援	1,746	1,731	99.1%	0	15	0.9%	7				
合計	30,002	29,906	99.7%	48	96	0.3%	14				

(2) アンケート方法

(単位:校)

	高	援学校		
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	41	5	11	1
無記名式	0	0	0	0
合計	41	5	11	1

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消		未解消		重大事態	認知解消				重大事態		
	心刀	丹牛 ∤ 円	見守り	要支援	要指導	里入争忠		ᆙᄼᄱ	丹牛 ∤ 円	見守り	要支援	要指導	里人争忠
高校(全日制)	172	12	86	48	26	2	特別支援(C)	71	7	42	11	11	0
高校(定時制)	13	0	5	6	2	0	R4/2回目(D)	62	5	33	10	14	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	(C)-(D)	9	2	9	1	A 3	0
高校合計(A)	185	12	91	54	28	2							
R4/2回目(B)	201	17	88	55	41	0							
(A)-(B)	1 6	 5	3	1	1 3	2							

		R5/2回目(E)	R4/2回目(F)	(E)–(F)
児童生徒1000人当たりの	高校	6.6	7.0	▲ 0.4
認知件数	特別支援学校	41.0	36.0	5.0

3 いじめの態様

(単位:件)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
高校(全日制)	115	27	12	5	1	12	8	13	21	214
高校(定時制)	10	1	0	2	0	0	0	2	0	15
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	125	28	12	7	1	12	8	15	21	229
特別支援学校	36	5	22	9	2	1	9	1	7	92

- ※ いじめの態様については、複数回答可
- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - 9 その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	_	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	21	2	_	1
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	13	3	_	4
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	_	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	29	0	_	_
休学中、または休学の手続き中である。	2	0	_	
施設に入所中である。	2	0	_	
留学中である。	4	0	_	
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	4	0	_	
病気・入院等により調査ができない。	1	0	_	4
その他	_	_	_	6
合 計	76	5	*	15

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和4年度1回目~5年度2回目)について

1 対象児童生徒数

			令和5年	度					令和5年	度					令和4年	度					令和4年	度		
			2回目調査					1回目調査					2回目調査						1回目調査					
学校種	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問 による調 査者数(内 数)	卡調査者数	前回から 連続して 未調査の 数(内数)	一学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問 による調 査者数(内 数)	未調査者数	前回から 連続して 未調査の 数(内数)	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問 による調 査者数(内 数)	未調査者数 前頃連線 未調数(学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問 による調 査者数(内 数)	未調査者数	前回から 連続して 未調査の 数(内数)
小学校	198	55,937	55,676	82	261	182	198	56,050	55,803	62	247	151	198	57,094	56,811	97	283	193	198	57,062	56,789	82	273	143
中学校	96	28,573	28,398	401	175	135	96	28,577	28,415	349	162	79	97	29,089	28,895	378	194	80	97	29,062	28,852	272	210	61
高等学校	46	28,256	28,175	48	81	7	46	28,625	28,544	28	81	1	48	28,613	28,524	48	89	17	48	28,972	28,895	55	77	4
特別支援学校	12	1,746	1,731	0	15	7	12	1,752	1,739	3	13	2	12	1,726	1,723	3	3	2	12	1,730	1,724	2	6	3
計	352	114,512	113,980	531	532	331	352	115,004	114,501	442	503	233	355	116,522	115,953	526	569	292	355	116,826	116,260	411	566	211

2 認知•解消件数

学校種	令和5年度							令和5年度							令	和4年度			令和4年度							
	2回目調査							1回目調査						2回目調査							1回目調査					
	認知件数 解消件		大解消			手十声能	認知件数 解消件数		未解消		手 十声能	認知件数 解消件数		未解消				認知件数 解消件数		未解消		丢土市华				
	1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	重大事態	1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	重大事態	1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	重大事態	1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	重大事態		
小学校	7,702	173	5,398	1,035	1,096	0	8,805	11	C 014	1 001	1 1 4 0		7,815	147	5,130	1,178	1,360	4	8,813	62	6,124	1,389	1,238	0		
	138.3	2.2%					157.8	0.1%	6,314	1,331	1,149	0	137.6	1.9%					155.2	0.7%						
中学校	833	58	535	1 / 1	99	0	1,042	11	704	1.01	100	0	727	32	404	100	100	4	930	18	655	138	119	0		
	29.3	7.0%		141			36.7	1.1%	734	161	136	0	25.2	4.4%	484	103	108	I	32.2	1.9%						
÷ /* 24.14	185	12	91	F.4	00	2	168	4	0.0	20	43	1	201	17	- 88	55	41	0	199	11	116	48	24	1		
高等学校	6.6	6.5%		54	28		5.9	2.4%	83	32			7.0	8.5%					6.9	5.5%						
#+ D1 ++ T25 554 T+	71	7	42	11	11	0	54	8	0.0	10	10	0	62	5	- 33	10	14	0	72	13	44	10	5	0		
特別支援学校	41.0	9.9%					31.1	14.8%	26	10			36.0	8.1%					41.8	18.1%						
計	8,791	250	0.000	1,241	1,234	2	10,069	34	7.457	1 504	1,338	1	9,011	201	5,735	1,346	1,523	5	10,014	104	6,939	1,585	1,386	1		
	77.1	2.8%	6,066				87.9	0.3%	7,157	1,534			77.7	2.2%					86.1	1.0%						

※ 未解消には重大事態の数を含む